

## 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について (自家用有償旅客運送関係抜粋)

平成25年12月20日  
閣議決定

### 1 基本的考え方

個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要である。政府はこれまで、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、国の法令による義務付け・枠付けの見直し等に着実に取り組んできた。

引き続き地方分権改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）及び「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成25年9月13日地方分権改革推進本部決定）を踏まえ、残された課題となっている国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、「2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し」のとおり推進する。

加えて、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、「3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し」のとおり推進する。

### 2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

#### (3) 道路運送法(昭26法183)

(i) 以下に掲げる事務・権限については、希望する市町村への移譲を基本とし、事務・権限の移譲を希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については別紙を基本とする。

- ・自家用有償旅客運送に係る登録（79条）
- ・自家用有償旅客運送に係る登録の実施（79条の3）
- ・自家用有償旅客運送に係る登録の拒否（79条の4）
- ・自家用有償旅客運送に係る有効期間の更新の登録（79条の6）
- ・自家用有償旅客運送に係る変更登録（79条の7第1項）
- ・自家用有償旅客運送に係る変更登録の実施（79条の7第2項）
- ・自家用有償旅客運送に係る軽微な事項の変更の届出（79条の7第3項）
- ・自家用有償旅客運送に係る届出内容の登録簿への登録（79条の7第4項）
- ・自家用有償旅客運送に係る是正措置命令（79条の9第2項）
- ・自家用有償旅客運送に係る事故の報告の届出（79条の10）
- ・自家用有償旅客運送に係る業務の廃止の届出（79条の11）
- ・自家用有償旅客運送に係る業務の停止命令及び登録の取消し（79条の12）
- ・自家用有償旅客運送に係る有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消しによる登録の抹消（79条の13）
- ・自家用有償旅客運送に係る聴聞の特例（90条）
- ・自家用有償旅客運送に係る報告、検査及び調査（94条1項、3項及び5項）

また、法人格のある団体に限定されている実施主体の弾力化を図る、地域住民等に限定されている旅客の範囲の拡大を図るなど、意欲ある地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することができるよう、所要の措置を講ずる。

## 移譲後の措置

## (3)道路運送法(昭26法183)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
79	自家用有償旅客運送に係る登録	自治事務		
79の3	自家用有償旅客運送に係る登録の実施	自治事務		
79の4	自家用有償旅客運送に係る登録の拒否	自治事務		
79の6	自家用有償旅客運送に係る有効期間の更新の登録	自治事務		
79の7 ①	自家用有償旅客運送に係る変更登録	自治事務		
79の7 ②	自家用有償旅客運送に係る変更登録の実施	自治事務		
79の7 ③	自家用有償旅客運送に係る軽微な事項の変更の届出	自治事務		
79の7 ④	自家用有償旅客運送に係る届出内容の登録簿への登録	自治事務		
79の9 ②	自家用有償旅客運送に係る是正措置命令	自治事務		
79の10	自家用有償旅客運送に係る事故の報告の届出	自治事務		
79の11	自家用有償旅客運送に係る業務の廃止の届出	自治事務		
79の12	自家用有償旅客運送に係る業務の停止命令及び登録の取消し	自治事務		
79の13	自家用有償旅客運送に係る有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消しによる登録の抹消	自治事務		
90	自家用有償旅客運送に係る聴聞の特例	自治事務		
94①③ ⑤	自家用有償旅客運送に係る報告、検査及び調査	自治事務		